

岩手県告示第236号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定に基づき、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和2年4月3日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 解除に係る保安林の所在場所 奥州市江刺田原字新田121の6（次の図に示す部分に限る。）、字沢内104の11（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 干害の防備
- 3 解除の理由 土地改良事業用地とするため

備考 「次の図」は、省略し、その図面を岩手県農林水産部森林保全課及び奥州市役所に備えておいて縦覧に供する。